

## 第 1 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 4 年 4 月 1 1 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 4 年度第 1 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)  
 議案第 2 号 農地転用計画変更申請について (1 件)  
 議案第 3 号 農用地利用集積計画の利用権設定について  
 (再設定 5 件、新規設定 6 件)
- 報告第 1 号 専決処分について 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について (4 件)  
 報告第 2 号 専決処分について 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について (1 件)  
 報告第 3 号 専決処分について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について (1 件)  
 報告第 4 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による (合意解約) 通知書について (1 件)  
 報告第 5 号 専決処分について 現況証明について (1 件)

〈農業委員〉 … 7 人

〈農地利用最適化推進委員〉 … 5 人

〈事務局〉 … 2 人

開会 (午前 9 時 3 0 分)

議 長	<p>令和 4 年度第 1 回農業委員会を開会します。                  議事録署名人の指名を行います。5 番委員、6 番委員を指名します。                  委員会内で発言する際は挙手をし、私に指名されてから発言をお願いします。                  議事に入ります。                  議案第 1 号                  「農地法 3 条の規定による許可申請について」                  番号 1 を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号                  「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p>

	番号1を説明した。
議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。 はい、●委員。
委 員	6ページの営農計画書で通作の方法が徒歩1分ですが、申請人の住所が大野城市で、徒歩1分というのは、どう考えたらいいでしょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局	こちらは南畑区の移住交流センターの案内で、農地付きの空き家という物件です。隣接する空き家と農地を一緒に売買となっており、通作の方法が徒歩1分となっています。空き家の方で喫茶店を営業するとのことで、そこで使用するハーブなどの作付けを行いたいということでした。
委 員	わかりました。
議 長	はい、どうぞ
委 員	今の説明で、売買ということでしたけど、申請書の契約内容が贈与と書かれていますが、どちらでしょうか。
事務局	こちらは、空き家の部分の宅地については売買で、農地については贈与となっています。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により、承認されました。</p> <p>次に、議案第1号 「農地法3条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2を説明します。</p>
議 長	<p>担当の7番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>事務局と一緒に現地を確認しました。現況は少し荒れた状態でしたが、特に問題はありませんでした。</p>
議 長	<p>各委員から、質問等を求めます。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により承認されました。</p> <p>次に、議案第2号 「農地転用計画変更申請について」 番号1について 事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第2号 「農地転用計画変更申請について」 番号1を説明した。</p>
議 長	<p>各委員からの意見等を求めます。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がなし。採決を行います。</p>

	賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第3号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号11を事務局から説明させます。
事務局	議案第3号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号11を説明します。 再設定が5件、新規が6件です。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので、簡単に説明させます。
事務局	報告第1号 専決処分について 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 番号1から番号4  報告第2号番号1 専決処分について 「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」  報告第3号番号1 専決処分について 「農地法第3条の3の規定による届出書について」

	<p>報告第4号番号1 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出について」</p> <p>報告第5号番号1 専決処分について 「現況証明について」</p> <p>報告については以上です。</p>
議 長	本日の議案は終了し第1回農業委員会は閉会した。
	10時 2分閉会